

甲種防火管理再講習実施要領

日置市消防本部

消防法施行規則の一部が改正され、特に高度な防火管理が必要とされる規模の大きな防火対象物（収容人員が 300 人以上の特定防火対象物）の防火管理者については、5 年に 1 回の再講習を受講することが義務付けられました。

これにより、消防法施行規則第 2 条の 3 に定める甲種防火管理再講習を下記のとおり実施します。

記

1 日 時 令和 7 年 6 月 6 日(金) 午前 9 時 00 分から午前 11 時 00 分まで

2 場 所 日置市消防本部 2 階会議室

3 受付期間 令和 7 年 5 月 8 日(木)から 5 月 22 日(木)まで

4 受付場所

(1) 消防本部・消防署 日置市伊集院町徳重一丁目 10 番地 10

(電話) 099-272-0119

(2) 北 分 遣 所 日置市東市来町長里 87 番地 1

(電話) 099-274-0119

(3) 南 分 遣 所 日置市吹上町永吉 3779 番地

(電話) 099-299-3019

※ 最寄りの場所で受付を行って下さい。

5 費 用 テキスト代等 2,000 円

※テキストは、当日配布します。

6 受講申込の手続き

(1) 受講希望者は所定の申込書に必要事項を記入の上、修了証（防火管理者の証）のコピーとテキスト代金を添えて申し込んで下さい。

(2) 申込書に貼付する写真 1 枚は、6 か月以内に撮影した脱帽正面上半身像の縦 4 c m、横 3 c m のものとします。

(3) 申込書と受講票は切り離さずに、申し込んで下さい。

7 受講資格

原則として、日置市内の事業所に勤務している方のうち、次の要件に該当する方。

収容人員が 300 人以上の特定防火対象物の防火管理者に選任され、令和 3 年 3 月 31 日以前に甲種防火管理者の資格取得講習を修了された方。

または、甲種防火管理再講習を令和 3 年 3 月 31 日以前に受講された方。

※ 令和 3 年 4 月 1 日から現在までに甲種防火管理再講習を受講されている方、または、資格確認証の交付による防火管理者は、受講の必要はありません。お持ちの修了証（防火管理者の証）をご確認ください。

8 講習内容

- (1) おおむね過去 5 年間における防火管理に関する法令の改正に関すること。
- (2) 火災事例の研究に関すること。

9 講習時間 2 時間

- 10 修了証の交付講習を修了した方に、A 4 サイズの修了証を交付します。

※ 現在お持ちの修了証（防火管理者の証）に講習記録の記載欄がある方で「再講習修了」の記載を希望される方は、講習日当日にご持参下さい。

11 その他

- (1) 遅刻、早退、代理人の受講、その他講習課程の一部を受講しなかった方には、修了証を交付しません。
- (2) 受講態度が著しく悪い場合は退場して頂くこともあります。
- (3) 講習会には受講票、筆記用具を持参して下さい。
- (4) 受付後はテキスト代、申込書の返却はしません。
- (5) 受講中、会場では電話等の呼び出し等はありません。
- (6) 不明な点は、4 の受付場所へ問い合わせして下さい。
- (7) 発熱等の症状のある方は、受講を控えてください。